

若葉台小学校 隣接校希望による指定校変更の受入れ再開について

1. 要約

若葉台小学校について、平成30～令和2年度の間は旧若葉小学校の校舎を利用していた関係で、教室が足りなくなる可能性が高かったことから、平成30年度入学・転入児童より、隣接校希望による指定校変更の受入れを停止した。

令和3年度については、本年7月に若葉台小学校の指定校変更を停止する旨を入学予定児童の保護者に通知をしたところであるが、第八小学校及び幸小学校の入学予定児童のうち指定校変更で若葉台小学校への入学が可能な児童数を積算したところ、令和3年度から指定校変更の停止を解除しても、新校舎で使用可能な19教室の範囲以内に収まることが判明した。また、令和3年度以降6年間の入学者数についても、今後、学区内の児童数は減少し、隣接学区からの受入れを再開しても、新校舎で使用可能な19教室の範囲内に収まる見込である。

このことより、若葉台小学校における隣接校希望による指定校変更受入れについて、令和3年度入学・転入児童から再開し、住居から若葉台小学校までの距離が指定校より近い場合は、指定校変更を認めることとしたい。

なお指定校変更が可能となる第八小学校及び幸小学校への入学予定児童の保護者に対しては、再度通知を行い、指定校変更の希望がある場合は、変更の手続きを行うこととしたい。

2. 指定校変更制度の概要

(1) 主な申請理由

- ① 兄弟姉妹・・・兄・姉が通学している学校への就学を希望。
- ② 隣接校・・・指定校より通学距離の短い隣接校への就学を希望。
- ③ 部活動・・・希望する部活動のある中学校への就学を希望。

(2) 隣接校希望による指定校変更

- ・手続き・・・《新1年生》 入学する前年の8月に申請書を提出。
※若葉台小については、9月中旬に再度通知を行い、9月25日までに希望者は申請書を提出。
・・・《転入時》 転入時に申請書を提出。
- ・許可要件・・・学校の施設、設備、教室数等が、受入れ可能な児童又は生徒数の範囲内であること。

3. 参考

(1) 令和2年度の隣接校希望による指定校変更の受入れ停止校

第一小学校、第二小学校、第五小学校、西砂小学校、若葉台小学校、立川第五中学校

※令和3年度から、第二小学校、若葉台小の受入れを再開する。

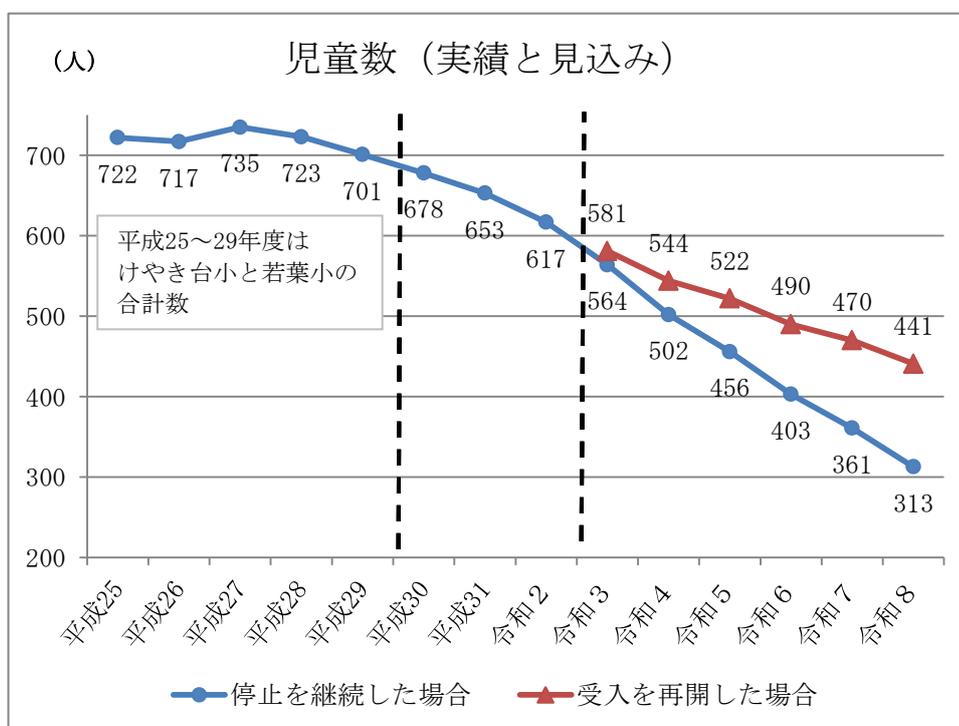
※令和3年度から、第三小学校の受入れを停止する。

4. 若葉台小学校の児童数・学級数のシミュレーション

(1) 児童数

・令和2年度：617人 ⇒ 令和8年度：441人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年度	81	86	102	101	122	125	617
令和3年度	89	81	86	102	101	122	581
令和4年度	85	89	81	86	102	101	544
令和5年度	79	85	89	81	86	102	522
令和6年度	70	79	85	89	81	86	490
令和7年度	66	70	79	85	89	81	470
令和8年度	52	66	70	79	85	89	441

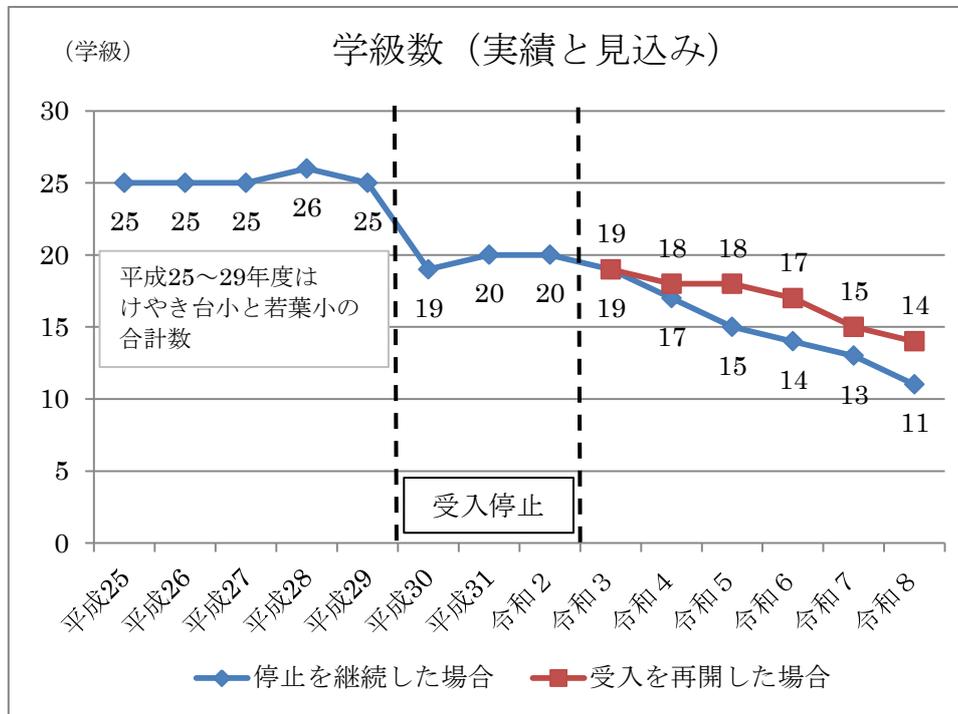


- ・停止を継続した場合：学区内における現時点の年齢別住民登録者数から推計。
- ・受入を再開した場合：第八小学校学区と幸小学校学区から毎年度合計17～25人の指定校変更があると仮定して推計。

(2) 学級数

・令和2年度：20学級 ⇒ 令和8年度：14学級

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年度	3	3	3	3	4	4	20
令和3年度	3	3	3	3	3	4	19
令和4年度	3	3	3	3	3	3	18
令和5年度	3	3	3	3	3	3	18
令和6年度	2	3	3	3	3	3	17
令和7年度	2	2	2	3	3	3	15
令和8年度	2	2	2	2	3	3	14



以上